

堆肥利用促進費補助金交付要綱

（目的）

第1条 町内肥育農家が製造した家畜ふん堆肥（以下「家畜ふん堆肥」という。）の購入費の一部を予算の範囲内で補助することで、堆肥の流通を促進し、堆肥利用農家の割合を高め、資源循環型農業を推進することを目的とする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（1）町内で耕作している者

（2）確定申告（住民税申告を含むものとする。）において農業で得た収入を計上している者

（3）町税を滞納していない者

2 農業で得た収入があるにもかかわらず確定申告が不要となる者については、農業で得た収入を証するものを提出することを条件に前項第2号の要件を満たす者とみなす。

（補助対象経費及び対象期間）

第3条 令和7年4月1日から令和8年3月13日までの期間に購入した家畜ふん堆肥（町内農地等で利用するものに限る。）の購入費（町内肥育農家による配送料を含む。）とする。

（補助額）

第4条 補助額は、家畜ふん堆肥の購入費×50%（町補助率）とする。ただし、補助額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、堆肥利用促進費補助金交付申請書（第1号様式）を令和8年3月13日までに町長に提出するものとする。

2 交付申請は対象期間中、1世帯につき1回限りとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、堆肥利用促進費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、補助金の交付申請等に虚偽の内容の記載等、不正な行為があったと認められる場合、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(暴力団の排除)

第9条 葉山町暴力団排除条例（平成24年葉山町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「排除対象者」という。）が行う事業等に対しては、補助金を交付しないものとする。

2 町長は、申請者又は交付を受けた者が排除対象者に該当するか否かを神奈川県警本部長に対して照会を行うことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。